

第4期城陽市地域福祉計画（原案）に係る意見及び意見に対する考え方等について

No.	ページ		項目	意見の要旨	意見に対する考え方	対応
1	第4章	46	3 快適で安全なまちづくり (3) 住環境の整備	「障がい者共同生活援助施設」を一般的な表現の「グループホーム」に改めてはどうか。	ご意見を踏まえ、「障がい者共同生活援助施設」を「グループホーム」に改めます。	修正
2	その他	-	その他	城陽市内の保育園で病児保育を実施されたい。	個別事業・制度に係るご意見については、関連計画や事業の実施においてどのように反映できるか検討してまいります。 なお、本市では平成28年度から京都きづ川病院あゆみ保育園内そよかぜルームにおいて、病児保育を実施しております。 また、既に保育園でお預かりしている児童が、保育中に発病した場合などもそのままお預かりする、体調不良児対応型の病児保育についても、私立里の西保育園で実施されております。	-
3	その他	-	その他	高齢者と障がい者に係るサービスの名称が似通っておりわかりにくい。	ご意見を踏まえ、計画の策定にあたっては資料として「用語の説明」を追加し、それぞれ用語の詳細な説明を行うことで、混乱を招かないよう対応してまいります。	修正
4	その他	-	その他	本庁舎と西庁舎における課の配置について、関係する事務を所管する課（子育て支援課と子育て支援医療を所管している国保医療課等）が別々の庁舎に配置されており、利用者の利便性が考えられていない。配置について十分に検討されたい。	現在、庁舎耐震補強等整備事業に取り組んでおり、本庁舎1階に配置しておりました国保医療課等を西庁舎1階に仮配置しております。本庁舎1階の耐震補強工事は平成30年10月頃完了する予定で、完了後は福祉系の所属を1階に配置する計画としております。さらに本庁舎と西庁舎を渡り廊下で接続する予定ですので、それまでの期間につきましては、不便をおかけしますがご理解いただきますようお願いいたします。	-